

長崎県福祉のまちづくり条例 工事完了届電子申請 のご案内

長崎県福祉のまちづくり条例第 17 条による特定生活関連施設工事完了届及び第 15 条による適合証の交付申請について、「長崎県電子申請システム」を利用し、同時に手続きを行うことができます。

また、本電子申請は県所管分のみが対象です。長崎市または佐世保市に届出する場合は、各市の申請方法に準じて届出をお願いします。

●下記にご留意のうえ「長崎県電子申請システム」で手続きしてください。



長崎県電子申請 で検索

https://apply.e-tumo.jp/pref-nagasaki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=13215

◎新築等届出時に返却された副本をお手元にご用意のうえ、長崎県電子申請システムの「特定生活関連施設工事完了届出書（特定建築物）」の手続きを始めてください。

◎本手続きでは、振興局の担当が申請を受け付け、内容審査後、受理完了メールが届きます。修正等がある場合は、その内容を記載したメールが届きます。内容の確認や検査の日程について、担当から電話をすることがあります。

◎届出者以外の方が手続きを行う場合は、委任状をスキャンしたファイルの添付が必要です。

◎電子申請で届出した場合は、申請書の控えがダウンロード可能となりますが、振興局の受付印は押されていません。受付したことのメールが届きます。

◎条例第 16 条による新築等届出については、従来どおり紙申請のため、ご注意ください。

〈「手続きの流れ」は裏面をご参照ください〉

電子申請の手続きの流れ

①長崎県電子申請システムにログインする。

※利用者を登録しないで手続きすることもできます。その場合は、自動送信で通知される整理番号とパスワードを使って、申込内容の確認や手数料の納付を行うこととなります。

②電子申請システム画面の手続一覧から、

『特定生活関連施設工事完了届出書（特定建築物）』
を選択し、必要事項を入力して、「**申込む**」をクリックする。

③すぐに長崎県電子申請システムからの自動送信で、「【申込完了通知メール】」が届く。

④担当課等が内容を確認した時点で、「【受理完了メール】」が届く。

※確認が必要な事項がある場合は、電子申請が返却されることがあります。その際はメールでお知らせが届きます。

※適合証を希望しない場合は以上です。

（適合証を希望する場合）

⑤適合証の交付を希望する場合は、別途担当課等と協議のうえ完了検査の日取りを決め、検査を受ける。

<問い合わせ先>

・システム操作に関するお問合せ（内容に関するお問い合わせを除く）

コールセンター 0120-464-119(フリーダイヤル) 平日 9:00~17:00 年末年始を除く

・福祉のまちづくり条例（建築物に限る）に関する事、電子申請システム（福祉のまちづくり条例（特定建築物）に限る）の入力方法等に関する事

届出書の提出先に御相談ください。